## 令和7年度税制改正要望事項(新設·拡充·<u>延長</u>)

(文部科学省 高等教育局 学生支援課)

		,,,			41044117
項目	名	特定の学資としての資金の貸付け 置の延長	に係る消費貸借契約書	いい紙税の	)非課税措
税	目	印紙税			
	学生(以ては、独立とのでは、独立とのできます。	長人や公益法人、地方公共団体等(ル 以下「学生等」という。)に対して、 独立行政法人日本学生支援機構(以下 同様に、貸与者又は借受人が作成した している(租税特別措置法第91条の 時限措置について、以下のとおり期間	、無利息等の条件で貸 F、「JASSO」という。 た文書(借用証書等) 3第2項、令和7年3	付を行う事 ) (※) の に係る印紀 月31日まて	「業につい」 )貸与型奨 ・税が非課 ・の時限措
要	化を図る				CHONEE
望	第3項条第3	度の対象となるための要件の一つと 類において、独立行政法人日本学生支 3 項の認定を受ける者と同程度の経済	支援機構法(平成 15 年 済的理由により修学に	F法律第 94 困難がある	号) 第 14
Ø	が規定 負担転 を対象	ること(すなわち、JASSOの有利子 Eされている。この趣旨は、経済的 E滅に寄与する事業を対象とするこの Rとするような家計基準を設けている	理由により修学が困難 とにあるため、より低 る事業を排除していな	な学生等の い世帯年収 い。他方で	教育費の なの者のみ 「同程
内	いかの	: いう規定は、一定程度世帯年収がる )ような誤解も生じかねないことか ]度又はそれ以下」に改めることを要	、ら、文言の適正化の		
容	※ JASSO が実施する学資の貸与に係る業務に関する文書は、印紙税法第5条第1項第3号別表第三において印紙税が非課税とされている。				
		3	平年度の減収見込額	_	百万円
			(制度自体の減収額)	( —	百万円)
			(改正増減収額)	( _	百万円)

### 新 設 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 لح す る 玾 由

#### (1) 政策目的

公財政による奨学金事業を補完するものとして、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の実施を促進するとともに、学生等が自らのニーズに合った貸付事業を利用する際の負担を軽減する。

#### (2) 施策の必要性

大学において、実施主体を問わず、何らかの給付型又は貸与型の奨学金を利用している学生は55%(抽出調査)であるなど、奨学金の受給ニーズは高い。JASSOによる奨学金事業の充実のみならず、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の実施を促進し、社会全体で意欲と能力のある学生等を支える体制の充実を図ることが必要である。

学校法人等が行う貸与型奨学金等の教育資金貸付事業は、特定の分野・地域において修学する学生や、経済的困難以外にも困難を抱える学生を支援対象とするなど、特色ある奨学金事業を実施しており、公財政による奨学金事業を補完する重要な役割を果たしている。

このような貸付事業について、引き続き、貸与に係る印紙税を非課税とすることで、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の実施を促進するとともに、学生等が自らのニーズに合った貸付事業を利用する際の負担を軽減するため、本措置の延長が必要である。

# 今 回 ഗ 要 望 和 合 税 理 特 性 別 措 置 に 関 連 す る

事

項

有

効

性

政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進施策目標 1-4 生涯を通じた学習機会の拡大政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

施策目標 2-6 教育機会確保のための支援づくり 政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援

の推進

施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進 政策目標 6 私学の振興

施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政 策 の 達成目標

政策体系

における

政策目的の

位置付け

民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等が活発に実施されるとともに、学生等が自らのニーズに合った貸付事業を利用する際の負担が軽減され、社会全体で意欲と能力のある学生等を支える体制が充実する。

租税特別措 置の適用又 は延長期間

同上の期間

中の達成

目

標

本措置が適用される事業の更なる件数の拡大に努める。

政策目標の 達 成 状 況

#### (参考) 非課税措置の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象事業数	595	587	582
対象文書件数	12, 568	12, 746	12, 478

JASSO による奨学金受給ニーズはもとより、学校法人等が実施する奨学金の受給ニーズは依然として高く、引き続き、民間事業者等の創意

工夫を活かした貸与型奨学金事業等の促進を図る必要がある。

※令和6年7月時点の対象事業数は635事業

要望の措置の適用見込み

今後、毎年約1万3千件の文書について本措置が適用されるものと見込まれる。(直近3ヵ年の令和3年度~令和5年度実績をもとにした推計)

要望の措置の 学校 証書 効果見込み を活

学校法人等が学生等に対して無利息等の条件で貸付を行う事業の借用 証書等に係る印紙税を非課税とすることで、民間事業者等の創意工夫 を活かした貸与型奨学金事業等の実施が促進され、経済的支援を必要

	(手段として の有効性)	としている学生等の支援の選択肢が広がり、一層の負担軽減に寄与す る。
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	都道府県又は公益法人が都道府県に代わって実施する奨学金事業に係る印紙税の特例措置(租税特別措置法第91条の3第1項)
相	予算上の措置 等の要求内容 及び金額	
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	_
	要望の措置の 妥 当 性	公財政による奨学金事業を補完するものとして、民間事業者等の創意工夫を活かし、専門人材の育成等のための各業界のニーズ等にも即応した経済的に困難な学生等の支援事業を促進することが必要であり、そのための施策として、学校法人等が無利息等の条件で貸付を行う事業について、貸与者又は借受人が作成した文書(借用証書等)に課される印紙税を非課税とすることは妥当性がある。
	租税特別	令和5年度末時点で、582 事業が本制度の非課税措置の対象として確認を受けている。本措置の適用により、平成 28 年度からの合計で105,568 件の文書に係る印紙税が非課税となっており、同年度からの合計で131,417,600 円分の印紙税が非課税となった。
これまでの報	措 置 の 適用実績	事業実施年度対象事業数対象文書件数非課税額令和3年度59512,568 件16,148,200 円令和4年度58712,746 件15,167,800 円令和5年度58212,478 件14,969,600 円※各年度末時点の実績 ※令和6年7月時点の対象事業数は635事業
租税特別措置(	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置 の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本制度の非課税措置の適用を受けている事業において、令和5年度の1年間で、12,478件の文書が作成され、1件あたり平均1,200円(総額14,969,600円)の印紙税が非課税となっており、経済的支援を必要としている学生等が、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金等を利用しやすくする効果があった。
果 に 関 連	前回要望時 の達成目標	学校法人等による奨学金貸与に係る印紙税を非課税とすることで、多様なニーズに対応する奨学金事業が活発に実施されることを通じて、 民間資金を活用した奨学金事業の促進を図る。
でする事項	前回要望時 からの達成 度及び目標	対象事業数が着実に増加しており、JASSO による奨学金受給ニーズは もとより、学校法人等が実施する奨学金の受給ニーズも依然として高 い。引き続き、民間事業者等の創意工夫を活かした貸付型奨学金事業 等の促進を図る必要がある。 (参考)非課税措置の実績
	に達してい ない場合の 理 由	令和3年度令和4年度令和5年度対象事業数595587582対象文書件数12,56812,74612,478※令和6年7月時点の対象事業数は635事業

これまでの 要 望 経 緯 平成28年4月1日 新設 平成31年度税制改正 延長(~令和4年3月31日まで) 令和4年度税制改正 延長(~令和7年3月31日まで)